

別表第4

検査項目		包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のための開梱数(n)	検体採取量(kg)	検体数
微生物	特定せず		150	3	0.3	1
			151 ~ 1,200	5	0.3	1
			1,201	8	0.3	1
放射線照射	特定せず		50	2	0.5 ¹	1
			51 ~ 500	3	0.5 ¹	1
			501 ~ 3,200	5	0.5 ¹	1
			3,201	8	0.5 ¹	1
放射性物質	特定せず		50	3	1	1
			51 ~ 150	5	1	1
			151 ~ 500	8	1	1
			501 ~ 3,200	13	1	1
			3,201 ~ 35,000	20	1	1
	35,001	32	1	1		
酸価、過酸化物質	特定せず		50	2	1.5	1
			51 ~ 500	3	1.5	1
			501 ~ 3,200	5	1.5	1
			3,201	8	1.5	1
添加物	均一に分布するもの	特定せず	1	1	0.3	1
	不均一に分布するもの	特定せず	50 51 ~ 500 501 ~ 3,200 3,201	2 3 5 8	0.3 0.3 0.3 0.3	1 1 1 1
農 薬	乾燥野菜、乾燥果実、茶(抹茶を除く)	特定せず	50	3	0.3	1
			51 ~ 150	5	0.3	1
			151 ~ 500	8	0.3	1
			501 ~ 3,200	13	0.3	1
3,201 ~ 35,000	20	0.3	1			
35,001	32	0.3	1			
	キャベツ(芽キャベツを除く)及びハクサイ ²	特定せず	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの	1
	加工食品(簡易な加工を除く)	特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	1 1 1	1 1 1
	、及びを除く	特定せず	50 51 ~ 150 151 ~ 500 501 ~ 3,200 3,201 ~ 35,000 35,001	3 5 8 13 20 32	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
畜水産食品の残留有害物質等	麻痺性貝毒	特定せず	150	3	0.5	1
			151 ~ 1,200	5	0.5	1
			1,201	8	0.5	1
	下痢性貝毒	特定せず	150	3	0.5 ³	1
			151 ~ 1,200	5	0.5 ³	1
	1,201	8	0.5 ³	1		
フグ混入	特定せず	150	3	1尾(ピース)を1検体として、各カートンより2尾を採取する	6	
		151 ~ 1,200	5		10	
	1,201	8		16		
乾燥海藻類	特定せず	150	3	0.3	1	
		151 ~ 1,200	5	0.3	1	
	1,201	8	0.3	1		
	、及びを除く	特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	0.5 0.5 0.5	1 1 1
パツリン ⁴ 及びDON	袋詰めめで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	280	32	1	1
			281 ~ 500	50	1	1
			501 ~ 1,200	80	1	1
			1,201 ~ 3,200	130(65×2)	2(1×2)	2
			3,201	210(70×3)	3(1×3)	3
	缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	50	2	0.5	1
51 ~ 500			4(2×2)	1(0.25×2)×2	2	
501			6(2×3)	1.5(0.25×2)×3	3	
及び以外のもの	小型容器包装	50	2(2×1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1	
		51 ~ 500	3(3×1)		1	
		501 ~ 3,200	6(3×2)		2	
		3,201	9(3×3)		3	

1: 水産物(しゃこ)にあつては1とする。 2: 千切り、乱切り等、細切したものを除く。 3: しじみ等のむき身1個あたりの重量が10g未満の二枚貝にあつては0.25とする。 4: パツリンは、又はの方法による。

穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア. サイロ又ははしけ(以下「サイロ等」という。)搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。